

## 施設管理について

保安規定における「施設管理」は、核燃料物質の加工の事業に関する規則、保安規定の審査基準及び原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（以下、「保安措置運用ガイド」という。）の要求事項に基づき定めており、施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を適切に維持・管理するための各種の保安活動を実施するものである。施設管理の基本フロー（図－1参照）に基づきPDCAサイクルを回しながら継続的に改善を進める。

具体的な活動としては、図2（別表19 施設管理の関連条文）及び図3（具体的活動）に示すように、社長が策定する施設管理方針のもと、目標を立て、目標達成のための計画を策定し、計画に従い実施するとともに、定期的な評価により、必要に応じて改善していくものである。

以上

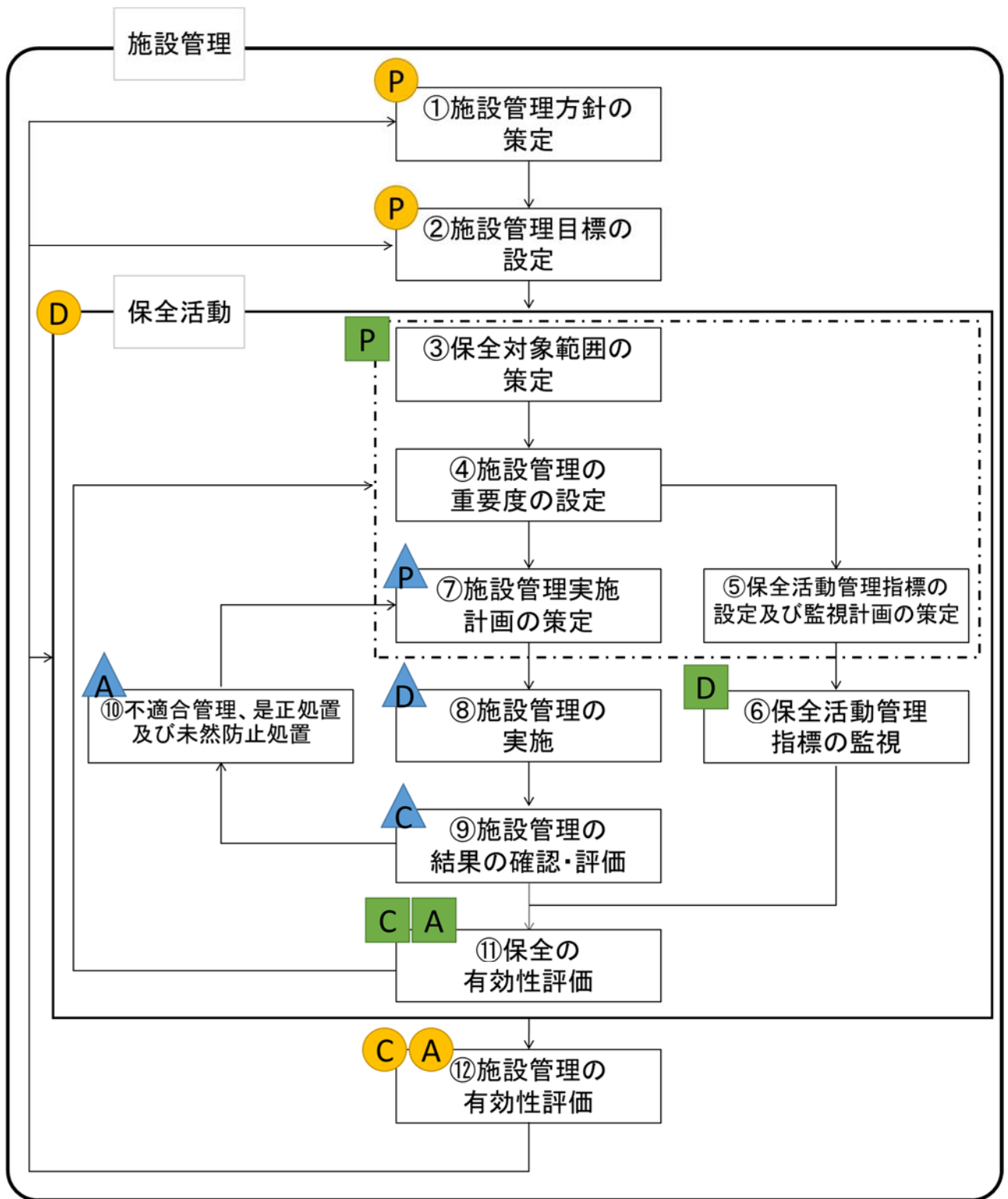
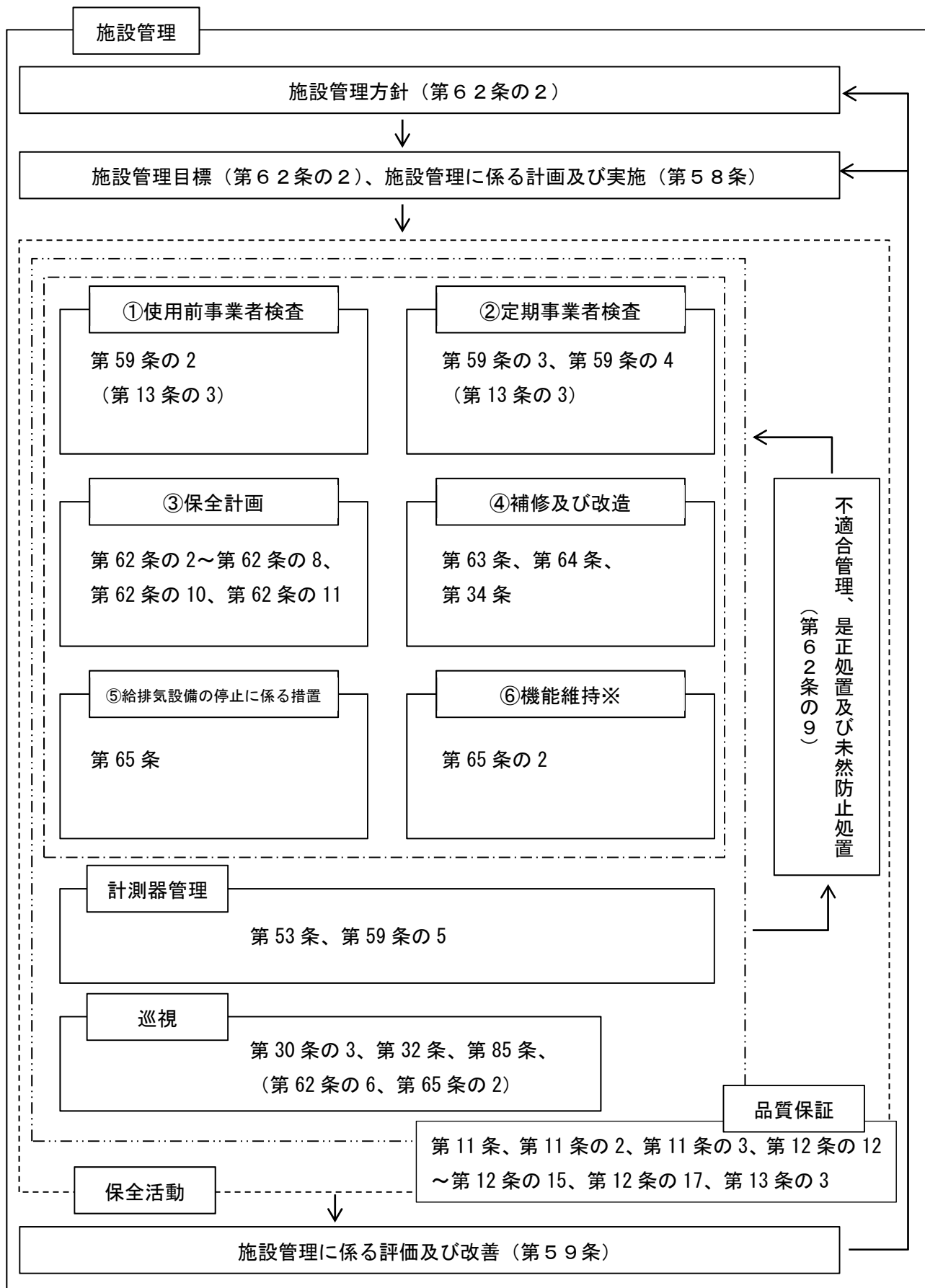


図1 施設管理基本フロー



※ 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持

図2 施設管理における条文の体系概要

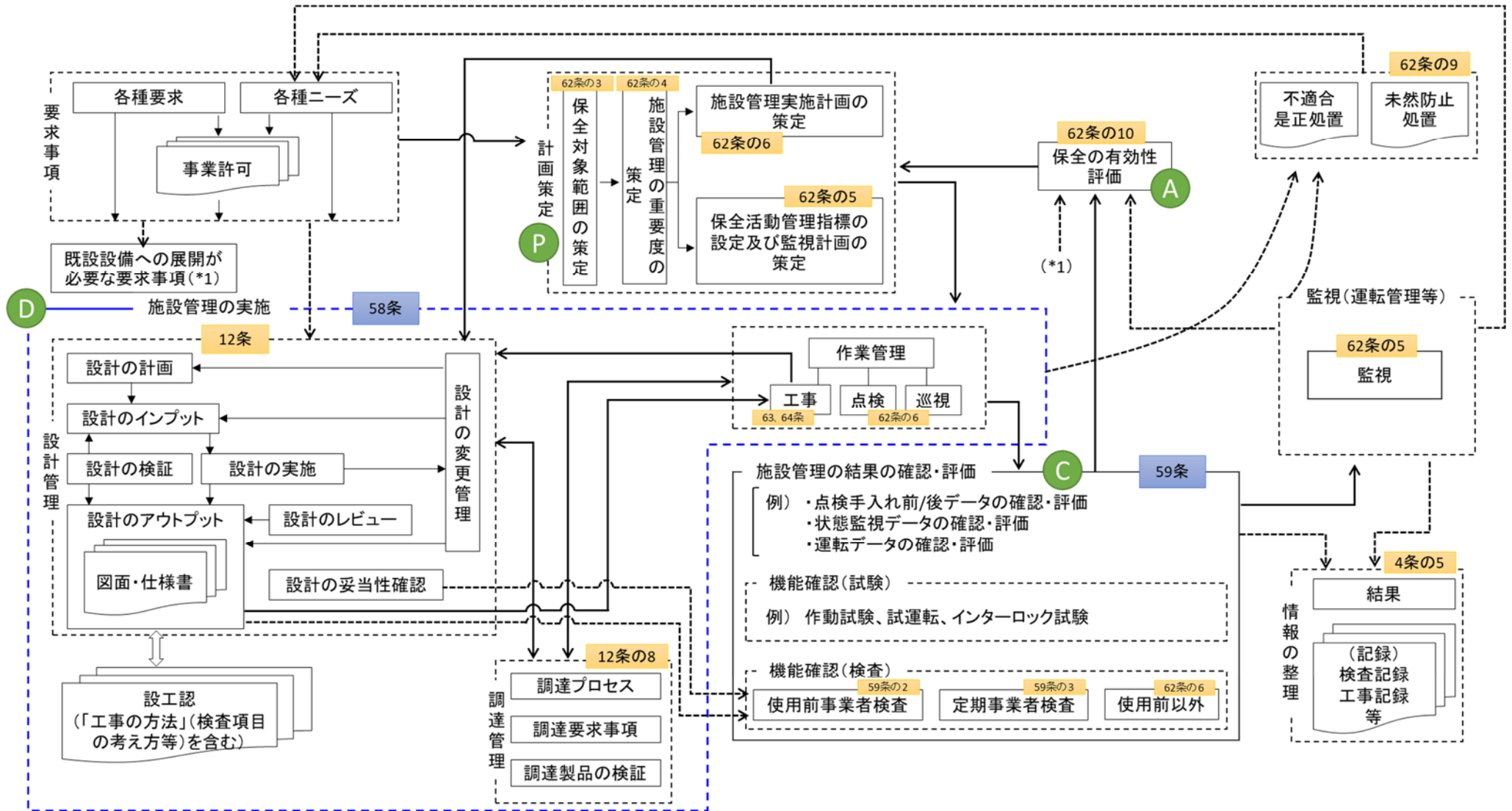


図3 施設管理体系の概要